

## 議第135号

### 滋賀県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年9月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

---

滋賀県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例  
滋賀県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例（平成24年滋賀県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号中「より」の右に「、必要に応じて」を、「面接指導」の右に「またはそのいずれか」を加える。

第6条第1項第3号中「添削指導を行うほか、必要に応じ、面接指導」を「、必要に応じて添削指導および面接指導またはそのいずれか」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。